

# 新型コロナウイルス感染症対策について

大玉村・大玉村新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和2年

6月2日



○首都圏及び北海道の緊急事態宣言が解除され、福島県の感染拡大防止対策が改められました。

6月1日から7月31日までの3週間ごとに段階的な緩和となります。第1段階の6月18日(木)までの間の感染防止対策についてお知らせいたします。

今回の解除が、新型コロナウイルス感染終息ではありません。「新しい生活様式」による日常生活における感染防止行動が前提となります。

## 感染拡大防止対策【外出について】

北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県との不要・不急の往来はできるだけ控えてください。

## クラスター発生施設等への外出自粛等

○接待を伴う飲食業、ライブハウス等:外出自粛となります。

○カラオケ、スポーツジム等:感染防止策を徹底し、施設側で設定する厳密なガイドライン等を守っての利用となります。

## 地域や各種団体の行事等について

地域や村内各種団体の行事等や会合等を行う場合は、適切な感染防止策を講じてください。

対策が難しい場合は延期または中止してください。

○村内の公共施設は、全て利用が可能（村民プールのサウナは当面、使用ができません。）となりました。適切な感染防止策を講じた上でのご利用をお願いします。

## 新しい生活様式

人と人との距離を空ける、マスクの着用、手洗い(消毒)、うがい、検温「3つの密」の徹底的な回避（密閉、密集、密接）